

地域創生総合戦略の概要

第2期石垣市地域創生総合戦略とは？

まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定されている「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の石垣市版で第2期（令和2年度～令和6年度）5箇年の戦略。第1期は、平成27年度から令和元年度の5箇年。

石垣市においても近い将来予測されている人口減少に歯止めをかけ、安心して暮らせていけるまち、活気あるまちづくりの為の中長期的な目標と施策を掲げる地域独自の戦略を策定する。

まち・ひと・しごと創生法とは？

人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口一極集中を是正、それぞれの地域で住みよい環境を確保し将来にわたって活力ある日本を維持するため、国民一人一人が夢や希望を持ち、安心して暮らしていける地域社会の形成、地域を担う多様な人材の確保及び就業機会の創出を一体的に推進することを目的とした法律。

総合戦略の策定にあたっての留意点

- ・国や沖縄県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案すること。